

原町内会会館使用規定

(目的)

第1条 この規定は、原町内会(以下町内会)所有の町内会館の運営を円滑に行うため設けるものである。

(会館の呼称及び事務所)

第2条 本会館は、原町内会館(以下会館)と称する。会館の事務を行う事務所は会館内に置く。

(会館の定義)

第3条 会館は、会員相互の利益と福祉の増進を図るとともに、会員の親睦を図り会議、会合等の利用に供する場として使用するため設置した建物及びその他の付帯設備をいう。

(会館使用申請)

第4条 会館を使用する者は、町内会会員を優先とし、使用する1週間前までに事務所に使用許可を受ける。

ただし、町内会活動に供する会議、会合、行事等は最優先とし許可なしで使用可能とする。

(会館使用許可)

第5条 会館の利用は、町内会活動に支障のない限り許可するものとする。

また災害発生時には災害対策本部として緊急使用できるものとする。

ただし、次の項目に該当する場合は、町内会は許可を与えないことが出来る。

- (1)暴力団とみなす団体の使用。
- (2)政治活動及び宗教活動に関する団体の使用。
- (3)物品宣伝販売等の営利団体の使用。
- (4)会員を伴わない会議、会合、行事等及びその他管理上支障のある場合。

ただし、市役所等公共団体からの使用依頼があった場合は会長が許可する。

(会館使用時間)

第6条 会館の使用時間は原則として次の通りとする。

午前10時～午前12時、午後1時～午後3時、午後5時～午後8時までとする。

ただし、町内会で認めた場合はこの限りではない。

(会館使用料金)

第7条 会館の使用料金は下記の通りとする。

ただし、町内会活動に伴う会議、会合、行事等で使用する場合は無料とする。

(1)洋室

昼間 ①午前10時～午前12時 ②午後1時～午後3時 ①料金 500円 ②料金500円

夜間 午後5時～午後8時 料金 600円

(2)和室

昼間、夜間一律 料金300円

(3)エアコンを使用する場合は上記の使用料金の他に、下記の料金を支払う。

3時間迄、和室200円 洋室400円とする。3時間を超える場合は100円を加算し支払う。

(使用者の遵守事項)

第8条 会館を使用する者は、次の事項を守るものとする。

- (1)使用後は清掃のうえ整理整頓し原状に復すること。
- (2)退出の際は火気及び戸締りを確認すること。
- (3)使用時間を守ること。
- (4)事務所に使用終了の報告を行うこと。
- (5)会館で備え付けたもの以外は、物を置き去りにすることを禁ずる。
- (6)持ち込まれたごみは必ず持ち帰ること。
- (7)その他持ち物の紛失、破損等があっても会館では責任を負わない。

附則

本規定は平成29年3月16日改定する。